

バス事業のあり方検討会 第3回議事概要

日時： 平成23年1月20日（木） 10:00～12:00

場所： 経済産業省 別館 9階 920号会議室

関係団体からのツアーバス乗降場所の実態調査結果報告、ツアーバスに関する論点整理に係る事務局からの資料説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- ツアーバス業界としては、関係法令を遵守するため、自主規制としてできることから積極的に取り組んでいくが、この検討会でツアーバスの柔軟性を活用した新たな制度や規制を前向きに検討してほしい。そのような制度が確立された場合は積極的に参加していきたい。
- 旅行者から違法な場所への駐車を指示されればバス事業者はそこに駐車せざるをえない。こうした現状について、行政、旅行者はどう考えているのか。
- 「ツアーバス」の制度的な位置づけが明確になっていないことが、今日様々な問題を引き起こしている原因なのではないか。自主的な規制では限界があるので、ツアーバスの位置づけを明確にし、ルールの遵守を徹底していくことが必要。
- 貸切バス事業における受注の9割は旅行者からのものであり、それが運送契約にも影響を与えていることから、貸切バス事業者と旅行者との関係について整理する必要がある。
- バス業界としては現行の乗合許可をツアーバスにも取得していただくことが望ましいと考えている。
- 一般の利用者からみれば、高速乗合バスもツアーバスも同じ。外見上同じものには同じ安全基準が課され、同じ競争条件のもとで競争すべき。
- 多様な需要が存在する高速バスの規制については、一般路線バスの規制に比べて柔軟な規制が求められていると考えられる。新たな制度を構築する場合、安全規制、利用者保護のための規制をどの程度追及するか具体的に検討しながら規制のあり方を考えていく必要がある。事業の柔軟性を発揮しつつ、安全性も確保できるような制度ができればよいと考える。
- 現実的にツアーバスの運行を禁止することはできないのではないかと。禁止できないのであれば、どれだけ道路運送法を整備しても無意味である。一方、積極的に取得したくなるようなメリットを乗合許可にもたせる必要もあるのではないかと。ツアーバス形態に内在する問題はあるが、ツアーバスが需要を拡大したということも勘案しながら、現在の乗合許可の仕組みを進化させていけるよう検討すべき。

- 乗合、貸切といった区分をなくすという方法も考えられる一方、現状の制度を維持するという方法もあると考えられるが、どこまで「白紙」にして検討するのかについて共通認識を持つことが必要であるとする。

以 上